

議案第 2 号

西海市長崎県証紙購買基金条例の制定について

西海市長崎県証紙購買基金条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市長崎県証紙購買基金条例

(設置)

第 1 条 長崎県証紙（以下「県証紙」という。）の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、西海市長崎県証紙購買基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、100万円とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して編入するものとする。

(県証紙の購入計画)

第 5 条 市長は、県証紙の売りさばき状況を勘案し、適正な県証紙の購入計画を立てなければならない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。